

各居宅介護支援事業者 様

奈良市介護福祉課

介護保険認定調査件数増加への対応について（お願い）

平素は、奈良市介護保険業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

これまで、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」について、当市においても運用を行ってまいりましたが、先般お伝えしていたとおり、同省からの通知を受け、臨時的取扱いの対象者要件を「令和6年3月31日までに認定有効期間満了を迎える被保険者」としたところです。

臨時的取扱いの終了に伴い、令和6年度は要介護認定等に係る被保険者への調査等が年間およそ3,000件増加すると予想されるため、指定居宅介護支援事業所に依頼する認定調査の委託件数が大幅に増加することが見込まれます。

現在の調査員数では増加分の調査依頼の調整が困難となり、認定結果の通知までにこれまで以上の期間を要することが予測されます。そのため、認定調査委託契約のない事業所様においては是非とも委託契約を検討いただき、また、認定調査の受託制限をされる事業所様についても調査件数の調整にご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。